

7月21日(日)参議院

投票時間 午前7時～午後8時

投票のできる人

- 平成5年7月22日までに生まれた人
- 平成25年4月3日までに桶川市に転入の届け出をされ、引き続き居住している人

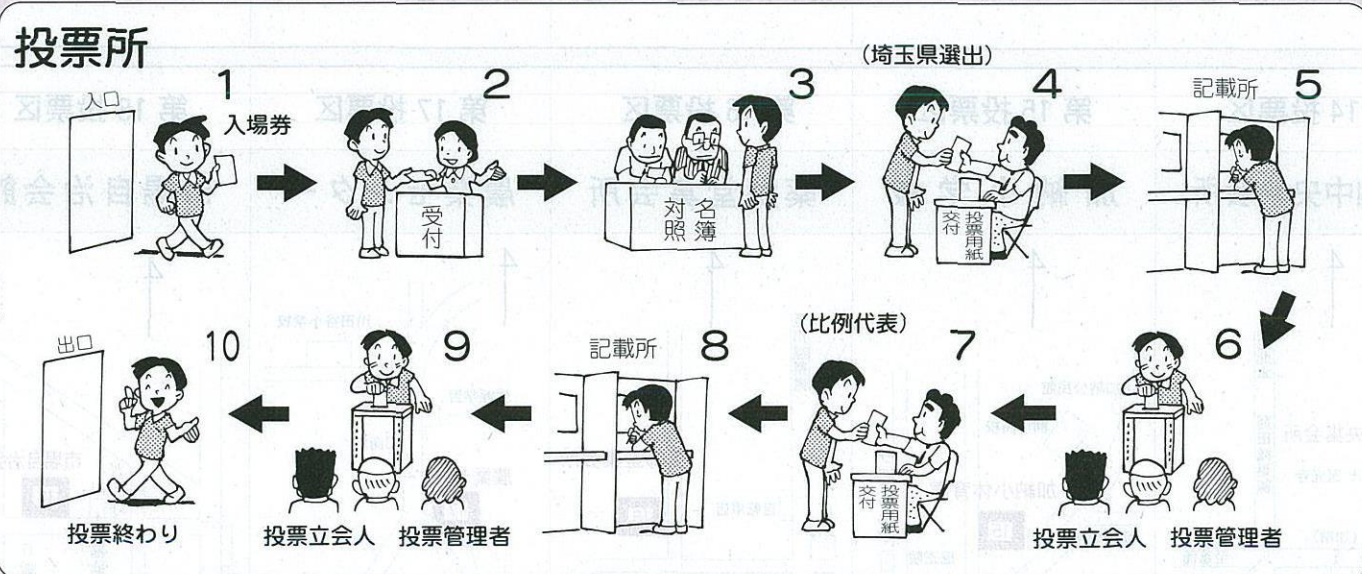
※4月4日以降に転入の届け出をされた人は、前回投票した市区町村となりますので、選挙権の有無を前住所地の選挙管理委員会に問い合わせをしてください。

投票所へは入場券を持って

投票所名などを記載した投票所入場券（ハガキ、4名連記）を郵送しますので、投票所に出かけるときは忘れずに持参してください。（投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所でのみ投票することができます。）

入場券は受付事務を円滑に行うために発行しています。入場券が投票日までに届かなかった場合や紛失してしまった場合でも投票はできます。入場券は、投票日当日に投票所において再発行をしますので、投票所の係員に申し出てください。（その場合、本人確認のため、少しお待ちいただくことがあります、ご容赦ください。）

投票のしかた(順序)



投票に際しての注意

- 投票の順序は、参議院埼玉県選出議員選挙を先に投票し、次に参議院比例代表選出議員選挙を投票します。
- 参議院埼玉県選出議員選挙の投票用紙には、**候補者名**を書いて投票してください。
- 参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙には、**名簿登載者名または政党等名称**のいずれかを書いて投票してください。

選挙公報

投票日の2日前までに新聞折込します。

※市役所、公民館、駅、郵便局、農協などにも備えてありますので、お持ちください。

埼玉県選出議員選挙 比例代表選出議員選挙



期日前投票(不在者投票)

投票日の当日、投票所に行き投票することのできない人は、公示日の翌日から投票日の前日までに期日前投票(不在者投票)ができます。

○期間：7月5日(金)から7月20日(土)まで ※7月21日(日)は投票出来ません。

○時間：午前8時30分から午後8時まで

○必要なもの：入場券(印鑑は不要です)

※理由と投票場所

理 由	投 票 場 所
① 区域を問わず、職務もしくは業務または冠婚葬祭の用務に従事する人	桶川市選挙管理委員会(桶川市役所南庁舎1階第3会議室)
② ①以外の用務もしくは事故のため市外に旅行中または滞在中の人(事前に手続きが必要)	桶川市選管または滞在地の選管
③ 疾病、負傷、妊娠もしくは身体等の障害のため歩くことが著しく困難な人	歩行可能な間に桶川市選管または県選管指定病院など
④ 選挙人が、その属する投票区のある市区町村の区域外の住所に居住していること	桶川市選管または居住地の選管

※1 期日前投票をする場合「期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書」の提出が必要です。

宣誓書は期日前投票所に備えていますが、桶川市ホームページ(<http://www.city.okegawa.lg.jp>)からもダウンロードできます。

※2 上記②と④に該当する方(長期出張中の場合など)で、滞在先等の選挙管理委員会では不在者投票をする場合、事前の手続きが必要です。手続きに必要な「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は桶川市ホームページからダウンロードできます。

郵便等による不在者投票

この制度は、郵便等により不在者投票ができる制度です。選挙管理委員会に申請をして《郵便投票証明書》の交付を受ける必要がありますので、お早めに申請をしてください。

◎郵便等により不在者投票ができる方

- ①身体障害者手帳をお持ちの方で、
 - ◆両下肢・体幹・移動機能の障害で、1級もしくは2級の方
 - ◆心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害で、1級もしくは3級の方
 - ◆免疫・肝臓の障害で、1級から3級の方
 - ②戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢・体幹障害で特別項症から第2項症又は心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害で、特別項症から第3項症の方
 - ③介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」の方
- ◎代理記載ができる方

上記の①及び②に該当する方で、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚の障害の程度が1級の方及び戦傷病者手帳に上肢もしくは視覚の障害の程度が特別項症から第2項症の方
※投票用紙の請求期限…今回の選挙は7月17日(水)までです。(7月18日(木)以降は請求できません。)

各投票所の場所については、裏面の地図をご覧ください。

開票

と き：7月21日(日)午後9時 ところ：桶川市立桶川小学校体育館

参観人数：50人

開票速報は桶川市ホームページでも午後10時頃からご覧いただけます。

投票所・投票区域一覽

《お知らせ》

今回の選挙から次の2項目が

可能となりました。

- ① インターネット選挙運動
- ② 成年被後見人による投票

投票区	第1投票区	第2投票区	第3投票区	第4投票区	第5投票区	第6投票区	第7投票区	第8投票区
投票所	子育て支援センター	勤労福祉会館	桶川小学校	朝日小学校	桶川集会所(ユニティ)	保健センター	桶川市役所	市役所分庁舎
投票所附近の略図								
投票区域	東1・2丁目 南1・2丁目 寿1丁目	北1・2丁目 寿2丁目	西1・2丁目 国道17号西側の大字加納・ 大字坂田	神明1・2丁目 朝日1・2・3丁目	若宮1・2丁目	鴨川1・2丁目 泉1丁目(9番～18番)	泉1丁目(1番～8番) 泉2丁目	上日出谷1～1087番地

投票区	第9投票区	第10投票区	第11投票区	第12投票区	第13投票区	第14投票区	第15投票区	第16投票区	第17投票区	第18投票区
投票所	日出谷団地集会所	児童発達支援センター分室 (桶川西小学校内)	勤労青少年ホーム (さくらフレンド)	桶川東小学校	坂田保育所	加納中央集会所	加納小学校	薬師堂集会所	農業センター	市場自治会館
投票所附近の略図										
投票区域	上日出谷1088～1324番地 下日出谷836～844番地 ◇ 848～865番地 (市道62号線東側) ◇ 849～864番地 ◇ 866～997番地	下日出谷1～835番地 ◇ 845～847番地 ◇ 848～865番地 (市道62号線西側) ◇ 1325～1516番地 下日出谷西1・2・3丁目	末広1・2・3丁目	坂田1～254番地 ◇ 476～480番地 ◇ 516～531番地 ◇ 606～609番地 ◇ 723～735番地 坂田東1・2丁目 坂田東3丁目1～23・27	坂田字目沢(国道17号東側) 坂田971番地 ◇ 1021～1094番地 ◇ 1172～1617番地 坂田東3丁目24～26	加納(国道17号東側) 篠津、五丁台 赤堀1・2丁目	坂田532～540番地 ◇ 548～577番地 ◇ 689～718番地 ◇ 759～965番地 ◇ 977～1020番地 ◇ 1095～1171番地 倉人新田、小針領家、倉田	川田谷1～1017番地 ◇ 1112～1807番地	川田谷1018～1111番地 ◇ 1808～4894番地	川田谷4895～9010番地

成年被後見人による投票が可能となりました。また、インターネットを使った選挙運動ができるようになりました。(詳しくは、桶川市ホームページを！)